

消費者自立支援講座



無料で講師を
派遣します。
～交通費も無料～

千葉県消費者センターでは、県民のみなさまの暮らしに役立つ身近な消費生活に関する知識を深めていただくため、無料で講師(消費生活相談員)の派遣を行っています。

事前 相談

①まずはお電話ください。

- ・希望日の2か月前までにお電話でご相談ください。
- ・原則、平日9時から17時までの間、1講座標準90分です。
(船橋市内から出張しますので、移動の時間を考慮してください。)
- ・会場は依頼(主催)者様をご準備ください。

申込

②申込書を提出してください。

- ・消費者センターホームページの講座申込書(入力フォーム)に入力して提出してください
- ※連絡がとれる電話番号・メールアドレスを必ず記入してください。

決定

③内容の打ち合わせをします。

- ・派遣する講師が決まりましたら通知をメールで送付します。
- ・講師とテーマや当日の進め方について、電話で打合せをします。
- ・必要な機材(DVD、プロジェクタ等)は主催者側でご準備をお願いします。
- ・当日使用する資料はメールまたは郵送でご指定の場所に送付します。

開催

④いよいよ開催当日です!!

- ・会場に不慣れな点もあるので講師との連絡先の確認をお願いします。
- ・使用機器や室内照明等の事前動作確認等をお願いします。
- ・講師は直接会場に伺います。送迎等は不要です。
- ・昼食や手土産等は固く御遠慮させていただきます。

原則20名以上のグループが対象です

テーマはご相談に応じます

〈地域で〉

- 自治会、老人会、サークルなど
- 民生委員、児童委員、ヘルパーなど

〈学校で〉

- 学校の授業、新入学生オリエンテーション、社会人準備講座、PTAなど

〈企業や法人で〉

- 社員研修、勉強会など

例えば…

- 暮らしと契約
- 知っておきたい消費者知識
- 悪質商法の手口とトラブル対処法
(高齢者向け、若者向け等)
- インターネットトラブル
- クレジットとローンの仕組み
- 地域の見守りによる消費者被害防止
- めざそう!消費者市民社会

お問い合わせ・お申し込みは

千葉県消費者センター 自立支援講座担当まで

〒273-0014 船橋市高瀬町66-18

電話: 047(431)3811 FAX: 047(431)3858

<http://www.pref.chiba.lg.jp/customer/shiryou/koushi/index.html>



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん